

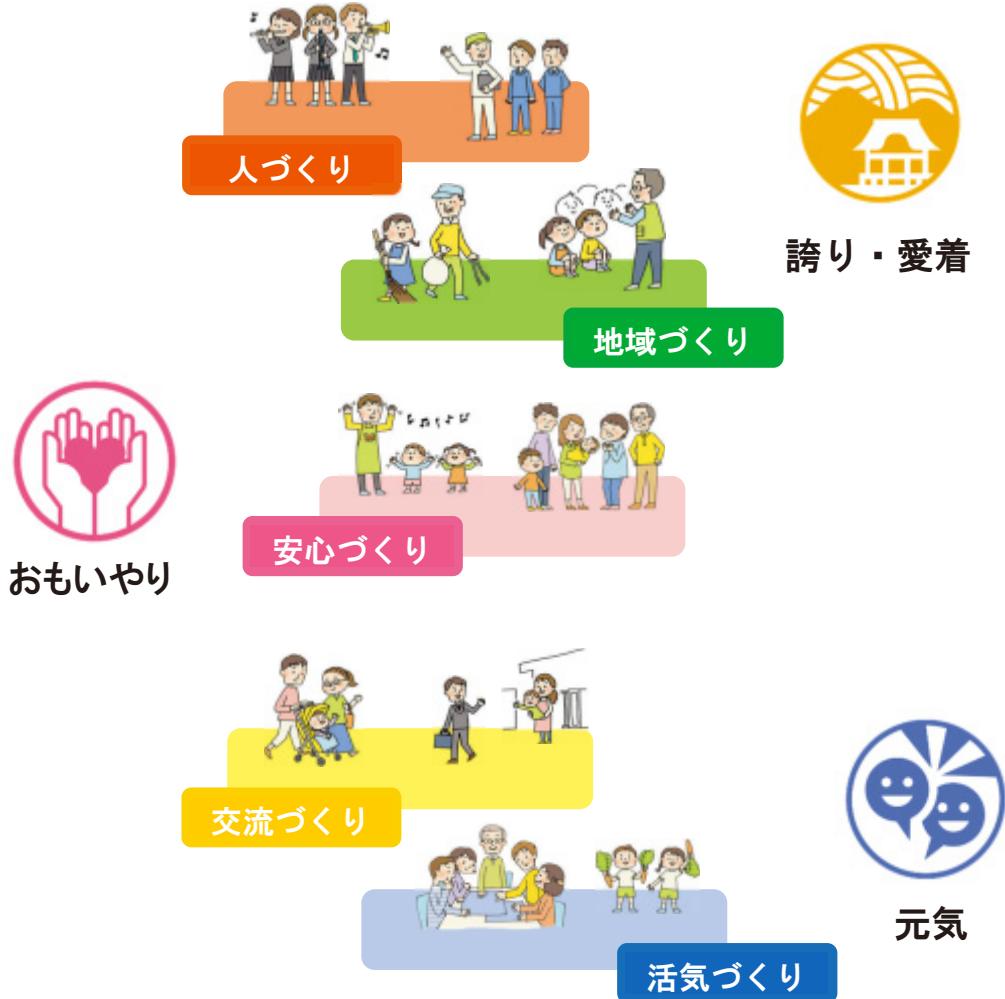
基本計画

方向性に基づき各分野の施策を示しています。

3つ理念と9つの基本目標

まちの将来像を達成するため、基本構想で設定した3つの理念「誇り・愛着」、「おもいやり」、「元気」に基づき、9つの基本目標を設定し、各目標を達成するための施策を示しています。

それぞれ、施策と取り組みを体系的に定め、計画的に推進します。



施策体系

◆将来像

『いいひと　いいまち　いい笑顔

～住まいの　あやがわ～』



キープロジェクト

住まいの(smile)プロジェクト



◆基本理念

◆基本目標／施策

誇り・愛着
(人づくり・地域づくり)

基本目標1 顔の見える関係が続いているまち（住民協働）

- 1. 住民自治・コミュニティ／2. 多様な住民参加／3. ふれあい・交流

基本目標2 豊かな心と健やかな心身を育むまち（教育・文化・スポーツ）

- 1. 学校教育／2. 生涯学習／3. 文化・スポーツ／4. 青少年育成

基本目標3 魅力あふれる自然との調和のとれるまち（環境）

- 1. 自然環境・景観／2. 循環型社会の形成／3. 自然との共生

おもいやり
(安心づくり)

基本目標4 各世代がいきいき暮らせるまち（保健・医療）

- 1. 健康づくり／2. 医療体制

基本目標5 安心して住み続けられるまち（福祉・社会保障）

- 1. 地域福祉／2. 社会保障／3. 子育て支援／4. 高齢者福祉／5. 障害児・障害者福祉

基本目標6 災害に強い、安心して暮らせるまち（防災・防犯）

- 1. 防災体制／2. 消防・救急／3. 防犯・交通安全／4. 住民相談

◆基本理念

(活気づくり・交流づくり)
元気

◆基本目標／施策

基本目標7 住みよい明るいまち（生活基盤）

1. 生活空間／2. 道路・公共交通／3. 上水道・下水道

基本目標8 ヒトとモノの行き交うにぎわいのあるまち（産業）

1. 魅力向上／2. 商工業／3. 観光・交流／4. 農林業／5. 雇用

基本目標9 自立した地域経営のまち（行財政）

1. 行政運営／2. 財政運営

基本計画の見方

01

住民自治・コミュニティ

現状・課題

- 自治会活動は、住民にとって最も身近な存在として、防災、防犯、福祉、環境美化、文化などさまざまな面において、住民同士をつなげ、地域を支えるための基盤となる活動となっています。
- 核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域のつながりが希薄になりつつある中、自治会組織のメリットや存在価値が問われてあり、自治会組織へ加入する住民が少なくなる傾向が見受けられます。
- 少子高齢化社会が影響し、自治会活動における参加率が低下する傾向への懸念が挙げられています。一方で、地域における支え組織の活動がますます重要となっています。
- 自治会組織の加入率が下がり続ける中で、住民自治やコミュニティづくりを支援する場・自治集会所などの整備・充実が求められています。

目指す姿

【目指す姿】
→分野ごとの 10 年後
に目指す姿を掲載して
います。

施策の方向性

01

自治・コミュニティ活動の場の充実

公民館や集会所、公園、スポーツ広場など、自治・コミュニティ活動に関する場づくりとして、施設改修整備・備品購入等の自治公館・自治集会所維持と設備の充実に努めます。

02

自治・コミュニティ活動の支援

自治会加入のメリットを明確にし、自治会などの自治組織活動の強化に努めるとともに、新たなコミュニティのあり方などを模索する等、その他の地域活動組織の活性化に向けての支援を行います。

03

まちづくり人材の育成

住民と行政が協力しつつ、住民主体のまちづくりを推進するため、住民のまちづくりに対する参画意識の醸成を図るとともに、まちづくりリーダーの育成に努めます。

04

住民主体のまちづくり事業の支援

まちづくりに関するアドバイザーの派遣や、ボランティア活動などへの支援、地域の特色を活かしたモデル的な住民主体のまちづくり事業に対する支援について、制度の確立と充実に努めます。

本町の取り組み

自治会連合会
●町内の自治会を会員として結成された連合組織です。住民福祉の増進、自治会相互の連携協調、行政との連携協調などを通じて、住民が主体となったよりよいまちづくりに寄与・貢献しています。

研修や先進地視察
●自治公館・自治集会所改修整備議会によるリーダー養成研修や先進地視察研修が実施されています。

【取り組み】

→現在実施している事業を
掲載しています。

100人委員会からの提言



100人委員会

『自治・コミュニティの活動支援の強化』

●若い世代の意見を吸い上げ、次世代のリーダーの育成を強化する。

【100人委員会提言】

→100人委員会から提言された内容を反映しています。



基本目標

1

顔の見える関係が続いているまち
(住民協働)

基本目標

1

顔の見える関係が
続いているまち
(住民協働)

施策 1

住民自治・コミュニティ

施策 2

多様な住民参加

施策 3

ふれあい・交流

01

住民自治・コミュニティ

現状・課題

- 自治会活動は、住民にとって最も身近な存在として、防災、防犯、福祉、環境美化、文化などさまざまな面において、住民同士をつなげ、地域を支えるための基盤となる活動となっています。
- 核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域のつながりが希薄になりつつある中、自治会組織のメリットや存在価値が問われており、自治会組織へ加入する住民が少なくなる傾向が見受けられます。
- 少子高齢化社会が影響し、自治会活動における担い手不足や活動への参加意欲の低下など、自治会活動を取り巻く環境は、本格的な人口減少を迎え、ますます厳しくなっています。一方で、地域における支え合いの必要性が再認識され、住民の自治組織の活動がますます重要となっています。
- 自治会組織の加入率が下がり続ける中で、新しいコミュニティのあり方を研究し、住民自治やコミュニティづくりを支援するための拠点づくりとして、町内自治公民館・自治集会所などの整備・充実が求められています。

目指す姿

- より多くの住民が自治会活動に参加し、交流を深め、自主的、積極的に地域における活動が展開されています。
- 魅力的で、活気ある地域活動が展開され、地域力が向上し、まちの活力の源となっています。

本町の取り組み

自治会連合会

- 町内の自治会を会員として結成された連合組織です。住民福祉の増進、自治会相互の連絡協調、行政との連絡協調などを通じて、住民が主体となった、よりよいまちづくりに寄与・貢献しています。

研修や先進地視察

- 自治公民館・自治集会所連絡協議会によるリーダー養成研修や先進地視察研修を実施しています。

施策の方向性

01 自治・コミュニティ活動の場の充実

公民館や集会所、公園、スポーツ広場など、自治・コミュニティ活動に関する場づくりとして、施設改修整備や備品購入など、自治公民館・自治集会所の維持と設備の充実に努めます。

02 自治・コミュニティ活動の支援

自治会加入のメリットを明確にし、自治会などの自治組織活動の強化に努めるとともに、新たなコミュニティのあり方を模索するなど、その他の地域活動組織の活性化に向けて、支援を行います。

03 まちづくり人材の育成

住民と行政が協力しつつ、住民主体のまちづくりを推進するため、住民のまちづくりに対する参画意識の醸成を図るとともに、まちづくりリーダーの育成に努めます。

04 住民主体のまちづくり事業の支援

まちづくりに関するアドバイザーの派遣や、ボランティア活動などへの支援、地域の特色を活かしたモデル的な住民主体のまちづくり事業に対する支援について、制度の確立と充実に努めます。

100人委員会からの提言



100人委員会

『自治・コミュニティの活動支援の強化』

- 若い世代の意見を吸い上げ、次世代のリーダーの育成を強化する。

02 | 多様な住民参加

現状・課題

- 少子高齢化が影響し、本格的な人口減少が進む中、価値観やライフスタイルの変化などに伴い、地域における課題はますます複雑、多様化しています。
- 社会の情報化が急速に進んでおり、求められる情報の提供方法や体制を検討する必要があります。
- 地域の課題解決にあたっては、さまざまな知識と技術、そして、まちづくりのアイデアが必要となっています。知識、技術、アイデアを持った住民が主体的、積極的、継続的に活躍することができる場を広げ、多くの住民が参画するまちづくりが求められています。
- すべての男女がお互いに人権を尊重し、対等な構成員として個性と能力を発揮できる社会を目指し、男女共同参画プランを策定し、プランに基づき、さまざまな形態での住民活動が行われています。

目指す姿

- 本町に住むすべての住民が自らの知識や経験を活かし、地域の一員としてさまざまな分野で積極的に活躍しています。
- 男女が平等に社会活動に参画できる環境づくりが進められています。

本町の取り組み

男女共同参画会議の実施

- 男女共同参画社会の実現のため、町内ボランティア団体や NPO 団体とのネットワークづくり、町長懇談会、男女共同参画講演会などを実施しています。



施策の方向性

01 広聴広報活動の充実

町広報紙、議会だより、町ホームページなどによる広報活動の充実を図るとともに、各種アンケートの実施などによる広聴活動の強化に努めます。

また、近年の情報化社会を踏まえ、町ホームページのスマートフォン版やSNSの利用など、広報の効果的な手法を検討します。

02 行政情報の公開

情報公開制度の適切な運用の継続により、多様化する住民ニーズに応じた行政情報の公開に努めます。

03 住民参画システムの確立

適切な住民参加を促進するためのシステムの確立に努めます。

また、現在実施しているパブリックコメントをさらに活用し、住民参画を促進します。

04 男女共同参画の推進

『綾川町男女共同参画プラン』を推進するとともに、意識啓発、各種審議会など社会参加の促進、男女共同参画会議の拡充、関連団体やグループへの支援を通じて男女共同参画を推進します。

100人委員会からの提言



『地域行事への参加』

- 地域内の祭りごとに、若い世代の参加を促進させる。
- 趣味活動を充実させる。

100人委員会

03 | ふれあい・交流

現状・課題

- 多様な住民参加を促し、地域における自治活動やコミュニティを活性化するためには、住民がまちづくりにふれるためのきっかけづくりが必要となります。
- 地域コミュニティにおけるふれあい・交流の促進は、本町で定住している人にとっては、誇りや愛着に、移住を考えている人には、本町にふれる機会となり、今後も欠かせない要素となります。
- ふれあい・交流を促進するための各種イベントの開催、外国人との交流会などを設け、交流機会の維持・充実に努め、住民が気軽に参加できる機運づくりをしています。
- 本町は昭和 54 年に北海道秩父別町と姉妹縁組を締結し、両自治体の交流を深めています。

目指す姿

- 町全体でのイベントが開催され、本町に住む人や町外に住む人が気軽に参加できます。
- 町内在住の外国人との交流や外国人講師の招致、ホームステイや人事交流など、国際文化の理解を深めています。

本町の取り組み

スポーツ大会、文化活動発表会

- オールナイトソフトボール大会、綱引き大会、ジョギング大会及び体育協会各部会の大会を開催し、住民の交流と親睦、健康と体力の維持・増進を図っています。また、地区公民館においては文化祭を開催し、各文化クラブの学習の成果を発表しています。

外国人交流事業

- ALT（外国語指導助手）を活用し、児童・生徒の英語発音やコミュニケーション能力、異文化理解の促進を図っています。
- 町内にあるオイスカ四国研修センターと児童・生徒の交流を行うことで、国際理解を深める教育の向上を図っています。

施策の方向性

01 住民交流イベントの開催

各種スポーツ大会や文化活動発表会（文化祭など）を開催するなど、住民がふれあえるような各種イベントを開催し、住民同士、町外の人との結びつきを深める機会の提供に努めます。

02 国内外との交流の推進

北海道秩父別町との交流事業をはじめとして、他地域とのふれあい・交流活動の充実に努めます。

また、国際化という時代潮流を踏まえ、海外との文化交流、町内在住外国人との交流などの多様な国際交流を推進します。

03 國際感覚の養成

学校教育や生涯学習などにおいて、外国語生涯学習講座などの実施など、外国語や外国文化にふれる機会の拡充を図ります。

100人委員会からの提言



100人委員会

『住民交流イベントの開催』

- 公民館の有効活用。
- インターネットを活用した情報発信。
- 多世代が交流できる場づくり。





基本目標

2

豊かな心と健やかな
心身を育むまち
(教育・文化・スポーツ)

基本目標

2

豊かな心と健やかな
心身を育むまち
(教育・文化・スポーツ)

施策 1

学校教育

施策 2

生涯学習

施策 3

文化・スポーツ

施策 4

青少年育成

01 学校教育

現状・課題

- 社会情勢が目まぐるしく変化している中で、子ども一人ひとりが心豊かに力強く生き抜いていくために、知、徳、体の調和のとれた人づくりが重要です。
- 子どもたちが本来持っている「生き抜く力」、「未来への可能性」をうまく引き出すため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという理念を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有することが求められています。
- 幼児教育については、就学前時期における大切な教育機会として、「綾川町幼児教育共通プラン」を策定し、保育所、幼稚園、こども園、小学校が連携し、切れ目のない支援を実施しています。
- 情報化社会において活躍する人材を育成するためにも、ICTを活用した授業を実施しています。
- 学校教育施設・設備については、新校舎の建設、校舎の修繕など計画的な維持・更新を実施してきました。今後も、災害に備えるための体育館天井改修工事などの推進、老朽化などによる改善の検討を進めています。
- 地域や世代の広がりある教育機会の充実ためにも、開かれた学校づくり、社会教育との連携が重要です。

目指す姿

- 綾川町幼児教育共通プランにおける子ども像「いきいき のびのび わくわく 笑顔輝く 綾川っ子」が実現され、一人ひとりの子どもの「生きる力の基礎」が育成されています。
- 子どもたちが、地域の歴史や文化、産業などについて学習することができ、学校や郷土への愛着と誇りが醸成されています。
- 子どもたちが、安全で快適に学習できる教育環境があります。

本町の取り組み

綾川町幼児教育共通プラン

- 子どもたちに質の高い保育・教育を保障するために、「いきいき のびのび わくわく 笑顔輝く 綾川っ子」を目指す子ども像として、綾川町幼児教育共通プランを策定しています。



ICT 教育の取り組み

- PC・大型TV・書画カメラなどの活用や教科ソフト・デジタル教科書などを導入することで、学習教材・資料を効率的に使用し、授業の効率化を図っています。
- 授業・ICT活用教育サポートを導入して教職員のスキル及び授業内容のレベルアップを図っています。

施策の方向性

01 幼児教育体制の充実

未来のふるさとを担う健やかな子どもの育成や子育て支援の観点から、認定こども園などの幼保一元化による幼児教育の充実に関する検討を進めます。

02 豊かな心を育む教育

人間力を高める教育の充実のため、外部講師による授業、情報教育の推進、外国人英語教師の有効活用、ふるさとの歴史を学ぶ学習など、地域と連携し、次代を担う子どもを育てる特色ある学校づくりを進めます。

03 学校教育施設の整備

学校トイレの洋式化改修、給食場ドライ化改修などの学校教育施設の整備による安全・快適に学ぶことのできる環境づくりを充実します。

また、旧羽床上小学校の北棟、旧西分小学校跡地について、効果的な利用方策の検討を進めます。

04 信頼される学校づくり

教職員の資質や指導力を高めるため、教職員研修の充実を図り、より質の高い教育へとつなげていきます。また、特別支援教育をはじめとする多様な学校教育へのニーズにも対応を図ります。

05 地域と連携した環境づくり

公民館を中心とした体験活動・地域活動・世代間交流・国際交流など、社会教育部門との連携による教育機会の充実に努め、開かれた学校づくり、地域社会とのふれあいの場づくりを進めます。

100人委員会からの提言



100人委員会

『幼児教育体制の充実』

- 幼保小中の編成再考。

『特色ある学校づくりの推進』

- 英語教育の強化。
- 地域で取り組める教育の推進。
- ICT の活用。

02 | 生涯学習

現状・課題

- 生涯自分らしく心豊かに過ごすためには、ライフステージに応じた学びの機会を充実していく必要性があります。住民自ら学ぼうとする意欲が高まってきている中で、活動発表の機会や講演会など、学んだ成果を地域社会で活かせる仕組みづくりが求められています。
- 本町では毎年度、基本方針となる「綾川町の社会教育」を作成し、目標・方針、施策などの位置づけを行い、生涯学習、社会教育行政を進めています。
- 生涯学習の場として、自治公民館、自治集会所の改修や備品の購入補助、綾川町立図書館の資料の充実と自主事業の実施を推進しています。
- 人権教育では、人権・同和教育の啓発・実践及び各種研修会の参加、企業の人権・同和教育研修会の実施など、住民を対象とした研修会などを実施しています。
- ボランティア団体をはじめとする住民の自主的な活動により、地域の清掃、夏祭り、文化祭などが行われており、現在は、各種団体へ補助金を交付するなど、自主的な取り組みを促進しています。

目指す姿

- 住民が心豊かな生活を送るために、幅広い学びの機会が提供され、学んだ成果が地域や社会で発揮されています。
- 自治公民館、自治集会所を中心に、住民が身近な場所で学習できる機会や施設があります。
- 互いに認め合い、人権を尊重し合うまちが実現しています。

本町の取り組み

綾川町立図書館

- 図書館の利用者数、貸出人数、貸出冊数は増加しており、一人あたりの貸出実績は香川県内トップレベルです。宅配の貸出も実施しており、利用者からの満足度も高くなっています。



施策の方向性

01 生涯学習環境の充実

「綾川町の社会教育」などの計画に基づき、生涯学習環境の充実を進めます。生涯を通じた学びにより、生きがいや楽しみを感じることのできるまちづくりを目指し、公民館講座をはじめ、公民館夏祭り・文化祭の実施など、生涯学習環境の充実を進めます。

02 社会教育の環境整備

生涯学習センターの機能的な充実を図り、少子高齢化の時代背景を踏まえた学習ニーズにきめ細かく対応し、公民館との連携を図るため、地区公民館運営協議会での情報交換をより強化し、多様な学習機会の提供に努めます。

03 人権教育・啓発の推進

誰もが差別なく暮らすことのできるまちづくりに向け、子ども・女性・障害者・高齢者・同和問題など広く人権問題を取り上げて、研修会や講習会を開催するとともに、広報紙やポスターの積極的な活用を図り、人権に関する教育や啓発活動を推進します。

04 各種クラブ・団体への支援

スポーツクラブ・体育協会・スポーツ少年団の育成、地域活動団体、老人クラブ、婦人団体の活動支援のため補助金を交付し、住民による自主的な学習活動への支援に努めます。

100人委員会からの提言



100人委員会

『身近な生涯学習の場の充実』

- 図書館機能の充実（移動図書館、インターネット貸出）。
- 『きめ細かい学習ニーズへの対応』
- 講演情報などの情報発信の強化。

03 | 文化・スポーツ

現状・課題

- 価値観が多様化する社会において、生活にうるおいをもたらす文化、スポーツの果たす役割が大きくなっています。住民が気軽に体験できる環境づくりが求められています。
- 本町には、滝宮天満宮、法道寺など多くの歴史的文化財があります。また、滝宮念佛踊、親子獅子舞、主基斎田お田植まつりなど多くの伝統文化もあります。これらの保存・伝承・情報の発信及び学習機会の充実が今後も求められます。
- 文化協会の各団体において活発に活動が行われており、文化協会内のグループが主催した事業については、補助金を交付しています。
- スポーツ振興において、スポーツを通じた健康づくりや介護予防などが広がりを見せ、これまでよりも、スポーツに対する意識が高まりをみせています。
- 体育協会、スポーツ少年団などの団体へ支援を実施するとともに、住民縄引き大会、オールナイトソフトボール大会、幼児体操教室などスポーツ活動を推進しています。

目指す姿

- まちの歴史・文化にふれ、多くの伝統行事が継承され、人づくりや地域づくりなどに活かされています。
- 住民が文化芸術やスポーツを気軽に楽しめることができ、活動を通じて、住民同士のつながりや地域力の向上に活かされています。

本町の取り組み

文化協会主催文化事業

- 平成27年度では、ハーモニカコンサートを開催し、約270人の参加がありました。

幼児体操教室開催事業

- 幼児からの楽しく運動し健康なからだづくりを目的として、4、5歳児を対象に体操、水泳教室を実施しています。

施策の方向性

01 歴史・文化遺産の保護と利活用

遺跡などの発掘調査、資料整理など、歴史的な文化財を正しく管理し、後世へと伝承するために適切な保存を行います。また、住民や観光客が訪れやすいよう、標識・案内板などの周辺環境の整備を進めます。

また、本町に伝わる民俗的な伝統行事の保存及び伝承を支援・促進します。

02 文化・スポーツ活動の活性化

文化協会をはじめとして、体育協会、スポーツ少年団など、文化・スポーツにかかる団体などに補助金を交付し、文化祭の開催、スポーツ大会などの活動に関わるさまざまな行事の活性化を促進します。

また、多くの住民が文化・スポーツ活動に気軽にふれることができるよう広報紙やホームページなどを通じてさまざまな関連情報提供や地区公民館運営協議会における情報交換など、情報発信の充実に努めます。

03 スポーツ施設の有効利用

住民の生涯スポーツ活動を支援するため、総合運動公園陸上競技場改修、学校体育施設開放事業、各種スポーツ大会の開催など関連施設間の連携を図り、スポーツ施設の有効利用を進めます。

04 指導者の確保・育成

文化活動やスポーツに対する多様なニーズに住民同士で連携・実践していく仕組みづくりや広がりを目指し、文化クラブの活動支援やスポーツ推進委員研修会の実施など指導者やリーダーとしての人材の確保・育成を促進します。

05

関連団体の活動支援

文化協会や文化グループ、体育協会やスポーツ少年団などさまざまな団体活動の支援や地区公民館運営協議会における情報交換を通して、団体間の交流を図り、自主的な文化・スポーツ活動を促進します。

100人委員会からの提言



『文化・スポーツ活動の活性化』

- 活動できる場づくりの充実。
- 指導者の確保、育成。

『伝統行事の保存・伝承』

- 100人委員会 ● 各地に伝わる文化伝承。



04 青少年育成

現状・課題

- 少子高齢化や核家族化の進展などの影響により、地域のつながりが希薄化し、地域全体での青少年を守り育てる力が低下しています。
- インターネットなどの情報通信技術の飛躍的な向上は、人ととのコミュニケーションに変化をもたらし、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。
- 世帯人員の減少や共働き家庭の増加など、家庭や家族のあり方が変容し、多様化してきています。子どもが健やかに育まれる基盤である家庭において、親子の絆を強めるとともに、家庭教育力を高めていく必要があります。

目指す姿

- 地域全体で青少年を見守り、本町で健やかに成長しています。
- 家族の絆や地域の交流が深まり、子どもたちの社会性が育まれています。

本町の取り組み

少年育成センター

- 綾川町少年育成センターは、青少年の非行を防止して健全な育成指導を総合的に行うことを目的として設置され、街頭補導や相談活動、関係機関・団体との連携などの業務を実施しています。

青少年の健全育成事業

- 青少年健全育成に関する情報啓発のためのキャンペーンの実施、「育成だより」の配布や、学校・警察・教育委員会・少年育成センターで補導連絡会を実施し、情報交換を実施しています。



施策の方向性

01 地域・家庭教育力の向上

地域・家庭・学校の連携を密にし、情報共有を図るとともに、家庭や地域における学習の機会を充実し、地域・家庭教育力の向上を図ります。

また、地域・学校でのボランティア活動などの推進や、家庭における家族の絆を深める機会や情報提供の充実を図ります。

02 広報・啓発・環境浄化活動の充実

町広報紙や少年育成センターなど配布により、青少年育成に有害な環境の浄化活動に家庭や地域ぐるみで協力・参加できるよう、意識啓発に努めます。また、有害情報サイト・有害図書の危険性の周知も併せて行います。

03 不登校児童・生徒への支援活動の充実

教育支援センターを中心に、ふれあいやさまざまな体験活動・個別相談を通して、自立心やコミュニケーション能力・自己肯定感の育成が図れる環境づくりを行います。また学校や家庭との連携を密にし、再登校や進学、就職に向けて協力して支援活動に当たります。

04 補導・相談活動の充実

教育委員会、小中学校、警察、少年育成センターで構成する補導連絡会を定期的に開催し、連携を深め、非行や不良行為の早期発見に努めるとともに、指導を行っていきます。また、子どもや親の悩みを理解し、相談活動を行います。

100人委員会からの提言



『補導・相談活動の充実』

- 地域における声かけの強化。

100人委員会



基本目標

3

魅力あふれる自然との
調和のとれるまち
(環境)

基本目標

3

魅力あふれる自然と
の調和のとれるまち
(環境)

施策 1
自然環境・景観

施策 2
循環型社会の形成

施策 3
自然との共生

01 | 自然環境・景観

現状・課題

- 本町に広がる、緑やうるおいあふれる自然環境・景観は、地域固有の大切な財産であり、魅力ある生活環境の一部分にもなっています。
- 本町では綾川町環境保全条例、綾川町環境美化条例を制定し、うるおいと安らぎのある快適な環境を創り出すことを住民との協働で進めています。
- 環境に対する住民の関心は高まっており、身近なごみや生活環境の問題から地球温暖化などの地球環境問題まで、幅広く関心が広がっています。
- これまで実施してきた大規模なクリーン作戦では、美化と啓蒙が図れ、不法投棄などが減少傾向となる効果がありました。
- 今後も住民の環境に対する意識を醸成するためにも、現在実施している小学生を対象とした環境学習なども継続する必要があります。

目指す姿

- 本町の豊かな自然環境を守るために、住民、事業者、行政が一体となって、環境保全・美化に積極的に取り組んでいます。
- 次代を担う子どもたちに、環境保全・美化について学ぶ場が提供され、本町の住民が環境について考えるきっかけを持ち、それが実際の活動につながっています。

本町の取り組み

環境に関する条例の制定

- 本町では環境保全条例、環境美化条例を制定し、環境保全・美化活動を推進しています。



綾川町クリーン作戦

- 本町では、不法投棄されたごみや雑草除去を行い、町内全域の環境を守るためのクリーン作戦を実施しています。

施策の方向性

01 景観の保全と創造

森林や水辺空間などの自然環境や寺社、史跡、歴史的建造物、古くからのまちなみなど歴史的景観の保全、遊休農地を活用した美しい景観づくりを進めます。

02 環境保護・保全活動の推進

住民・事業者との協働による清掃活動・環境パトロール活動などを通して、地域ぐるみの環境美化活動・不法投棄防止活動を推進します。

また、住民一人ひとりが身近にある環境や自然に目を向けながら環境問題への認識を深められるよう情報提供に努めます。

03 公害防止対策の推進

水質の汚濁、大気汚染、悪臭など、さまざまな公害要因について、国、県、関係機関との協力のもと、調査・監視体制を確保し、公害の発生予防に努めます。

また、環境美化推進協議会などの環境関連の協議機関における活動を促進し、広域的な連携に基づく公害防止対策の推進に努めます。

04 環境学習機会の充実

次代を担う子どもたちが、環境や自然の大切さを遊びや学習を通じて学ぶことのできる場や機会の充実に努めます。

100人委員会からの提言

『環境保全の推進』

- 自然環境に配慮した公園づくり。

- 道路環境の整備。

『環境の美化』

- 美化意識の高揚。

- クリーン作戦の実施。



02 循環型社会の形成

現状・課題

- 生活や産業活動を通じて排出されるごみを減量し、できる限り資源の消費・使用を減らして循環させ、天然資源の保全や環境負荷を低減する循環型社会の実現が求められています。
- 国において各種法律・制度などの整備が進められており、国民や事業者に対して、廃棄物などのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rへの理解と取り組みが求められています。
- 綾川町環境保全条例にも「資源の循環的な利用等の推進により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築」と明記されており、ごみの分別強化による減量化やリサイクル活動などを通じ、行政による取り組みのほか、住民と連携した活動も行われています。

目指す姿

- ごみを減らす暮らしを実践する循環型社会が実現されています。
- リユースやリサイクルできないごみが継続的・安定的に適正に処理され、快適な生活が維持されています。

本町の取り組み

太陽光発電の設置促進

- 本町では、住宅に太陽光パネルを設置する家庭に、設置費用の補助金を交付し、太陽光パネルの普及に努めています。

ダンボールコンポスト講習会

- ダンボールコンポストについての講習会を実施しています。生ごみの量を減らすだけでなく、できた堆肥を使って家庭菜園やガーデニングを楽しむこともできます。

施策の方向性

01 循環型社会の形成

リデュース・リユース・リサイクル（3R）を推進し、廃棄物の減量化に努め、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

また、循環型社会の形成に欠かせない、住民一人ひとりの意識高揚に向け、広報紙などを利用し、リサイクルをはじめとする環境に関する普及啓発、学習の場の充実などの活動を進めます。

02 ごみ処理の適正化

ごみの分別回収を徹底するよう周知に努め、現在、可燃ごみや破碎ごみとして出されているものの分別化を推進し、「BIN」「プラスチック」「ペットボトル」などに分類することによりごみの減量化を図っておりますが、さらに適切な処理へとつなげるよう努めます。

03 生活排水対策の推進

下水道事業との整合性に留意しつつ、また合理化などの取り組みを進めながら、今後とも、生活排水の適正な処理を推進します。

100人委員会からの提言



『リサイクルの推進』

- 学習、啓発の推進。

100人委員会

03 | 自然との共生

現状・課題

- 豊かな自然環境は、移住・定住施策を推進する上でも欠かすことができない要素として、注目されています。
- 本町は、豊かな自然環境を有しており、日常生活においても自然と親しむ機会が多く、自然とともに暮らし、自然を活かして生活することができます。
- 環境学習などの自然と共生する取り組みを実施しています。また、身近な自然との接点として、公園があり、公園の維持・管理を通じて、自然に親しむ心を育んでいくことが重要です。
- 自然に接するきっかけをつくるためにも、町花の「水仙」、町木の「梅」をPRし、自然と共生する意識醸成が重要です。

目指す姿

- 住民が豊かな自然環境に接する機会が増え、自然との共生を考えることができます。
- 身近な遊び場、公園の機能が充実され、本町で自然との共生が実現しています。

本町の取り組み

環境学習

- 本町の名前の由来でもある「綾川」を町内の小中学校の児童・生徒及び坂出市の小学校の児童とともに水生生物を調査することによって、環境保全の意識醸成を図っています。
- 綾川のみならず、町内の9河川においても水質検査を実施しており、常に環境への取り組みを進めています。

農村公園の維持・管理

- 地域住民の自主的な組織による維持・管理を実施しています。



施策の方向性

01 自然共生に向けた体制の充実

住民主体による公園の維持・管理などの、自然との関わりを通じたコミュニティづくり、共生の実現に関する取り組みを進めます。

02 自然環境に親しめる場づくり

散策道などの整備により、自然と身近にふれあい、親しむことのできる場づくりを進めます。

また、町花「水仙」、町木「梅」のPRに努め、本町らしさの醸成、心豊かなまちづくりを進めます。

03 多様な公園の充実

自然環境に接する機会として、身近な遊び場や、公園機能の拡充など、多様な公園の充実に努めます。また、ため池周辺の水辺空間の活用など、住民に親しまれる場づくりに努めます。

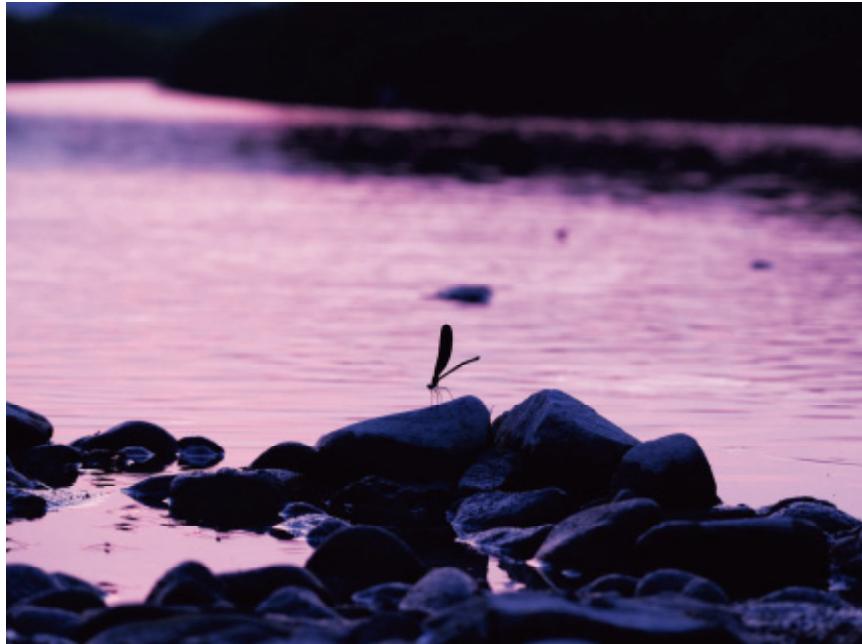
100人委員会からの提言



100人委員会

『自然環境に親しめる場づくり』

- 山遊び、川遊びができる場づくり。



基本目標

4

各世代がいきいき暮らせるまち
(保健・医療)

基本目標

4

各世代がいきいき
暮らせるまち
(保健・医療)

施策 1
健康づくり

施策 2
医療体制

01 健康づくり

現状・課題

- 近年、がんや糖尿病などの生活習慣病の増加や、高齢化の進展による要介護者の増加が社会全体の問題となっています。本町においても、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病が死因の上位を占めています。
- 本町では、医療費が急激に伸びている現状を分析し、従来の予防事業の取り組みを強化することが必要となっており、今後、さらに高齢化の進展が予測される中、健康寿命の延伸を図る取り組みが一層重要となってきます。
- 健康の維持・増進のため、食の重要性が見直されてきています。適切な食習慣は、子どもたちの健やかな成長につながるとともに、生活習慣病予防に欠かせないものとなっています。
- 健康づくりを応援するため、本町では健康増進計画、食育推進計画に基づき、さまざまな保健活動を行っています。出産や子育ての安心感につながる母子保健、生活習慣病予防や高齢社会に向けた成人・老人保健、介護予防など、今後もさまざまな観点から、住民の健康を見守り、支援していく必要があります。
- 住民全体への健康の保持増進に対する意識づけを、健康推進員はもとより、行政、医療機関など多職種と連携し、啓発していく必要があります。

目指す姿

- 住民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、運動、栄養、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、健康寿命の延伸が図られています。
- 食に対する親しみや感謝の念を持ち、食に対する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践されています。



本町の取り組み

あやがわ健幸チャレンジ

●運動や食事など生活習慣改善の目標を自分自身で設定し、実践・記録の上、記録用紙を提出します。生活習慣の見直しや改善のきっかけづくりとその継続習慣化を支援します。運動の記録用紙には町内おすすめウォーキングマップをなぞって記録ができる工夫をしており、実際にコースを歩く「あやがわ健幸チャレンジウォーク」も開催します。

やさいだいすき

フォトコンテスト

●野菜の摂取量増加を目指し、野菜のある生活を送ってほしい、野菜をたくさん食べてほしいという願いを発信するために「やさいだいすきフォトコンテスト」を開催しています。



施策の方向性

01 住民による健康づくりの推進

住民一人ひとりの健康づくりに向けた取り組みを促進するため、健康教室、健康相談などにより情報を提供し、自主的な活動を支援します。

また、検診や予防接種の情報提供を行い、生活習慣病などの疾病の早期発見及び予防を推進し、健康の保持増進に努めます。

02 保健・予防の推進

母子保健、成人・老人保健など、各保健活動の充実に向けた取り組みを進めます。健診機会の充実、健診後のフォローアップや介護・障害の予防、リハビリテーションなどの充実に努めます。

また、歯と口の健康づくりを通した生活習慣病予防、心の健康ケア、禁煙などを推進します。

03 食育の推進

食の視点から健康づくりを進めるため、教育、農林分野との連携による食育に関する事業を推進します。

また、正しい食習慣や規則正しいバランスのとれた食育を推進します。

04 横断的な連携の充実

子育て支援や地域に根ざした健康づくり、支え合いといった観点から、福祉やコミュニティなど、さまざまな部門との情報交換や意見交換など、横断的な連携の充実に努めます。

100人委員会からの提言



100人委員会

『住民による健康づくりの推進』

- ウォーキングマップの作成。
- 運動と食事の取り組み強化。



02 医療体制

現状・課題

- 医療は、日々の暮らしの安全につながる重要な要素です。その人らしい生活が継続できるように、地域の医療機関、介護機関や福祉機関が連携し、多職種協働によるチームケアや在宅医療・介護連携推進事業を展開し、保健・医療・介護を一体的に提供する地域包括ケア体制を充実していくことが求められます。
- 急病の際や、事故でけがをしてしまった場合などでも安心して医療を受けることができるよう、病院と地域の診療所などの連携や、広域的な連携体制の強化が求められています。
- 社会情勢の変化から、高齢者のみの世帯や核家族世帯の増加など、病気にかかった時に対する不安を感じている人が増加しています。こうした不安を解消するため、自身や家族の病気についての把握や健康相談の他に、専門的な医療機関への紹介など幅広く役割を担う、かかりつけ医を持つことも重要です。

目指す姿

- 必要な時に、必要な医療を受けることができる環境が整っており、安心して生活を送ることができます。

本町の取り組み

地域の医療体制などの連携

- 生活習慣病予防を目的に、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会など多職種による研修・協議を実施するとともに、年齢層に応じた幅広い医療の提供を目指し、地域の医療体制の連携・強化を推進します。

ジェネリック医薬品

(後発医薬品) の普及

- ジェネリック医薬品の差額通知や希望カードの提示により、先発医薬品から同じ効能を持ちながら価格が低い後発医薬品の普及に努めています。

施策の方向性

01 地域包括的な保健・医療体制の構築

保健分野、医療分野などにおける各機関の連携・強化、役割分担の明確化など、地域における包括的な保健・医療体制の構築を進めます。

02 医療機関の連携強化

関係医療機関や医師会との連携のもと、休日・夜間医療を中心とした救急医療体制の充実に努めます。

03 かかりつけ医などの推進

日常的な健康管理や疾病予防、健康に対する相談ができる身近な医師である「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局」の普及・定着を図ります。

100人委員会からの提言



『保健・予防の推進』

- 健診の受診勧奨。

100人委員会



基本目標

5

安心して住み続けられるまち
(福祉・社会保障)

基本目標

5

安心して住み続けら
れるまち
(福祉・社会保障)

施策 1
地域福祉

施策 2
社会保障

施策 3
子育て支援

施策 4
高齢者福祉

施策 5
障害児・障害者福祉

01 地域福祉

現状・課題

- 少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの変化など、地域における住民のつながりが希薄化しており、住民同士の連携を深めるための意識向上を促すことが必要です。
- 単身世帯や高齢者のみの世帯の増加といった世帯規模の縮小により、地域での見守りや、いざという時の身近な地域の支援の必要性がさらに増しています。
- 本町では、地域福祉計画を策定し、民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会をはじめとする関係団体の活動により、地域に根ざした福祉のさまざまな取り組みが行われています。今後も、こうした地域福祉の取り組みを支援し、あたたかい福祉社会の醸成へとつなげていく必要があります。
- 地域に根ざした取り組みを推進するためにも、住民が地域のつながりの大切さを理解し、協力することが重要です。
- 福祉ニーズへの対応や、地域ぐるみで福祉を進める上では、ボランティアや専門的な福祉人材など、地域における担い手を育成することが求められています。そのためには、若年世代から福祉の現状と身近にふれあったり、学んだりする機会を確保しておくことも大切です。

目指す姿

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要としている人を地域で見守り、支え合う仕組みができています。
- 福祉の心が醸成され、誰もが自分のできる役割を果たしながら、地域の課題解決を図るように努めています。

本町の取り組み

社会福祉協議会

- 高齢化社会に対応した福祉の向上、生きがいづくり、健康増進、在宅福祉などの福祉活動の拠点として、またボランティア活動の基点として広く事業を実施しています。

福祉教育の推進

- 子どもたちが福祉の心を育むよう、家庭・学校・保育所・幼稚園・認定こども園・地域が連携して、福祉現場のボランティア体験や福祉教育を実施しています。

施策の方向性

01 地域福祉活動団体の支援

地域全体で助け合い、支え合う環境づくりを推進するため、地域ぐるみで活動する団体やボランティアなどの組織を支援します。

また、地域福祉を推進する上で中心的役割を担う民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会の活動を支援します。

02 地域福祉の担い手育成

日常生活に不安を感じている人・判断の不十分な人が自立した地域生活を送れるように、また、子ども・高齢者の虐待に対する相談窓口の充実や支援として、福祉にたずさわる人材の育成などを行い、地域で安心した生活が送れるようにします。

03 福祉の心の醸成

学校教育や生涯学習部門との連携による、ボランティア体験など福祉関連の学習機会の確保により、各世代を通じた福祉の心づくりを進めます。

また、地域福祉活動の活性化を図ることで、地域福祉活動を通して、福祉の心の醸成を促します。

100人委員会からの提言



100人委員会

『地域福祉活動の育成・支援』

- 地域間、世代間交流の促進。

『福祉の心の醸成』

- 地域のつながりの大切さを教育。

02 | 社会保障

現状・課題

- 社会経済情勢の悪化による生活保護受給者の増加、高齢化の進展、生活習慣病を原因とした疾患による医療費や介護給付費の増加など、社会保障費は年々増加しています。
- 年々医療費が増加している中で、医療費適正化は重要となっており、医療費適正化指導員による特定健診未受診者や多受診・重複受診世帯への指導や後発医薬品の普及推進などをさらに強化していくことが必要です。
- 介護保険の運営にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は医療や介護の需要がさらに見込まれることから、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)を構築する必要があります。また、限られた保険料を増大する給付費の中で必要度の高いサービスを見極め、割り当てる必要があります。
- 国民年金制度は老後の生活を保障する重要な制度ですが、若年層を中心に制度への不信感や無関心から未加入者や未納者が増加しつつあります。
- 経済環境の変化により、非正規労働者が増加しワーキングプアなど生活困窮者が増えており、相談活動をはじめ、生活保護制度などを通じ、経済的な自立や生活意欲の助長に努めています。今後も生活困窮者の実態把握により、きめ細かな対策に取り組む必要があります。

目指す姿

- 必要な時に適切な医療、介護サービスを受けることができます。
- 医療費の適正化、介護給付費の適正化に取り組み、各種制度が適正に運営されています。

本町の取り組み

医療費適正化対策

- 医療費適正化指導員による特定健診未受診者への受診勧奨、また、多受診・重複受診世帯及び特定保健指導が必要な方への戸別訪問による保健指導を実施します。



データヘルス計画

- データの分析に基づいて健康課題を明確にし、被保険者の特性に合わせた PDCA サイクルによる効率的かつ効果的な保健事業を行うことで、被保険者の健康増進や糖尿病などの生活習慣病の発症及び重症化予防を推進します。

施策の方向性

01 国民健康保険の適切な運営

保険財政運営全般を通じた健全化、医療給付の適正化、健康づくりをはじめとした保健事業の充実を図るために、多受診・重複受診世帯や特定健診未受診者の適切な指導を行うなど、安定的・持続的な制度運営に向けたきめ細かい取り組みに努めながら、平成 30 年度からは、県が財政運営の責任主体になることで、安定的・持続的な制度運営を行います。

02 後期高齢者医療制度への対応

後期高齢者医療制度を持続可能な医療保険制度として堅持するため、国の動向を踏まえた取り組みを進めます。

03

介護保険の適切な運営

介護保険制度の安定的な運営を図るため、保険給付事務や要介護(要支援)認定を適正に行うとともに、介護サービスの質の向上を図ることにより、介護や支援を必要とする高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切かつ効果的にサービスが提供できるように努めます。

また、地域包括ケアシステムの推進に向け、関係機関との連携体制の構築や介護保険事業計画の定期的な見直しにより、時代背景や介護ニーズの状況に柔軟に対応した運営を行います。

04

低所得者福祉の充実

関連団体との連携を図り、適切な助言や指導など、就労意欲の助長・自立意識の高揚を促進します。また、低所得者の生活安定を図るため、生活保護制度の維持・充実を国に要請します。

100人委員会からの提言



100人委員会

『介護保険の適切な運営』

- 介護保険の維持。

『低所得者福祉の充実』

- 雇用の促進。

03 子育て支援

現状・課題

- ライフスタイルの多様化から核家族化の進展、共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。
- 少子化対策として、安心して子どもを産み育てる環境づくりが求められ、地域を構成するさまざまな人々・団体が連携・協力することが必要です。
- 育児と就労の両立を求める家庭が増えており、保育所や幼稚園、認定こども園などの多様な保育サービスの充実が求められています。
- 子ども・子育て支援新制度がはじまり、子育て家庭を社会全体で支える機運の高まりにより、地域や職場などにおいて、子どもや子育て家庭に配慮した環境づくりが求められています。

目指す姿

- 町全体で、子ども及び子育て家庭を支える仕組みができ、安心して子育てができる環境があります。
- 子育てと仕事を両立できる環境があります。

本町の取り組み

昭和認定こども園

- 就学前の子どもに教育・保育の両方を提供し、3歳児以上は保護者の就労の有無に関わらず利用できます。平成27年度より、昭和保育所を認定こども園に移行しました。



子育て支援施設 きらり

- 保育所・こども園に通っている子どもの土曜一日保育を行っています。
- 親子のふれあいの場や、保護者の情報交換の場、綾川町子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業も行っています。

子育て支援センター にじ

- 昭和認定こども園内に設置されており、乳幼児とその保護者が自由に遊び交流できる場づくりを行っています。

病児保育施設「うぐいす」

●保護者が仕事の都合・出産・冠婚葬祭・傷病などで病気の子どもをみられない場合に、病気の子どもを保育・看護する施設です。



子育て応援BOOK きらきら

●家庭が子育て・教育の原点であるということを踏まえつつ、“綾川町で子育てしてよかった”“綾川町で子育てしたい”と感じてもらえるよう、子育て応援ブック『きらきら』を作成し、子育て支援事業の紹介など、情報提供を行っています。



施策の方向性

01 保育施設・保育サービスの充実

保育所の改築などの子育て支援に向けた基盤の充実を図ります。また、乳児保育・延長保育・一時保育などによる子育て支援事業の実施により多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を進めます。併せて保育士の確保など、適正な人員配置に努めます。

02 子育て支援体制の強化

現在実施している相談・情報交換の場づくり、妊娠出産のサポート事業、虐待防止対策、乳幼児医療費支給事業の推進などをより充実させるため、住民への情報提供を強化し、安心して子育てができるような環境づくりに向けた支援体制の強化を進めます。

03 幼保一元化の推進

保育と教育の枠組みを越え、心身の発達に応じた一貫した継続的な方針に基づき、就学前の子どもへの保育と教育を行う幼保一元化への取り組みを検討します。

04 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が自立し安心して生活ができるよう、子育て・生活支援、就労支援、相談体制の充実など総合的な自立支援を図ります。

05 放課後児童クラブの充実

環境整備を行い、現在、小学校4年生までの対象児童を、小学校6年生まで拡充できるよう努めるとともに、支援員の資質向上に努めます。

06 家庭教育の充実

子どもの教育や人間形成に家庭が果たす役割を見つめ直し、次代を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むための事業の推進を図ります。

100人委員会からの提言



『保育施設・保育サービスの充実』

- 幼保施設の充実。
- 放課後児童クラブの充実。

『家庭教育の充実』

- 綾川町ならではの教育方針。

『子育て支援体制の強化』

- 100人委員会
- 親の近居、同居支援。
 - 企業との協力（育休、産休、介護休暇の取得促進）。

04 高齢者福祉

現状・課題

- 全国的な高齢化が急激に進み、介護を必要とする高齢者が増えています。2025（平成37）年には、団塊の世代が後期高齢期を迎える社会が到来します。
- 介護を必要とする高齢者が増えることによって、介護保険利用や給付費も年々増加しています。核家族化の進展もあり、家族人員数は減少し、世帯構成も高齢者世帯や独居老人世帯が多くなっています。
- 高齢者になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 高齢期を迎えてもいきいきと生活していくためには、楽しく学び、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習、芸術・文化、スポーツ活動などに参加する機会を創出することが重要になります。
- 高齢者は福祉やサービスの受け手としてだけでなく、ボランティアや地域の見守り・支え合いなどの担い手として、活躍を期待することができ、高齢者がボランティア活動など積極的に参加できるようにするための啓発や仕組みづくりが必要となっています。

目指す姿

- 本町に住む高齢者が、住み慣れた地域で、安全・安心に自立した生活を実現するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムが整備されています。

本町の取り組み

介護予防サポーターの養成・協働事業の拡充

- 介護予防サポーターの事業は、地域の高齢者への介護予防事業にたずさわるとともに、社会的な役割を担い、いきいきと活動に参加することで、自らが介護予防、心身の健康づくりにも役立て、さらには、住民力・地域力の強化を推進します。



まちかどほっと歓事業

- 社会福祉協議会と連携し、地域住民（ほっと歓協力員）、民生委員児童委員などとともに高齢者に対して訪問や声かけ、見守り、安否確認などを行い、支援が必要な高齢者に対して迅速に対応できる体制を確保しています。
- 高齢者の身近な通いの場として「ほっとか連とこ 100 歳体操」を推進し、住民が主体的に介護予防に取り組むとともに、地域の支え合い体制の構築につなげます。

認知症対策推進事業

- 認知症になっても本人やその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けられるように、その人の視点に立った支援に努めるほか、関係機関などとの連携により、早期発見や容態に応じた適時、適切な医療介護の提供体制づくりを推進します。

施策の方向性

01 地域包括ケアシステムの構築

高齢者の身近な総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築に努めます。また、まちかどほっと歓事業をはじめとした地域包括ケアネットワークの機能を充実するために、関係機関と連携し、協力体制づくりを推進します。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者のために、地域の医療・介護の関係機関・団体などが連携し、多職種協働による会議や研修の開催、相談受付などを計画・実施し、在宅医療と介護を一体的に提供するための実施体制を構築するため、在宅医療・介護連携推進事業を推進します。

02 介護予防・生活支援サービスの充実

地域包括支援センター活動の充実、地域支援事業としての介護予防事業の充実など、認知症などの要介護状態にならないための取り組みの充実に努めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援などを目指すため、実情に応じた多様なサービスの充実に努め、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

03 生きがいづくり・健康づくりの推進

高齢者がいつまでもいきいきと地域で暮らすことができるよう、社会参加や生きがいづくりに向けた支援をします。また、生きがいづくりを通して、健康的な生活と介護予防の取り組みを促進する団体を支援します。

04 地域社会による支援

地域の高齢者を地区公民館などで、地域のボランティアなどにより支援する事業を推進し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で長く健やかに生活でき、地域住民が相互に助け合うことができる地域社会づくりを進めます。

100人委員会からの提言



『介護・生活支援サービスの充実』

- 移動、買い物支援の充実。
- 一人暮らし高齢者の支援。

100人委員会



05 障害児・障害者福祉

現状・課題

- 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正や、「障害者虐待防止法」の成立、「障害者差別解消法」の成立などを経て、障害のある人の生活や権利を守るために法整備が進んでいます。障害者施策は近年、変化が大きいため、サービスなどに関しても適切な情報提供が求められています。
- 障害のある人が地域で生活するためには、保健や保育・教育、就労、生活支援、防災などの多方面にわたる生活基盤の充実が求められています。
- 障害のある人の自立や社会参加、地域での生活をスムーズに行うための支援やサービスの充実を図るために、人材の確保や就労場所への移動支援などの課題があり、計画的な支援を個別に相談していく必要があります。また、本町だけでなく、広域的な連携も視野に入れた事業の展開が求められています。
- 障害のある人の家族にとって、介護・介助の負担や、将来の生活への不安は大きくなり、今後、高齢化が進行することが影響し、介護・介助の負担は大きくなることも考えられます。相談や情報提供、サービスの利用支援、家族同士の交流機会の創出などにより、負担や不安の軽減を支援していく必要があります。

目指す姿

- 障害のある人が地域で安心して暮らすためのサービス、相談・支援体制が充実しています。
- すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支え合うまちづくりが推進されています。

本町の取り組み

障害者相談事業

- 毎月一度、3障害専門員及び就労支援員も含め、幅広い相談を受けています。

何でも相談事業

- 每月一度、暮らしの相談全般にわたる相談日に、障害者相談員を配置しています。

啓発活動

- 地域のイベントにおいて、障害者と一緒にパンフレットを配布するなどの活動を実施しています。

居場所づくり事業

- 障害者と民生委員児童委員によるコーヒー提供などを行い、日中の居場所づくりを進めています。

施策の方向性

01 療育・教育・発達支援の充実

外出支援、ノーマライゼーション[※]理念の啓発、作業所の充実・就労支援など、障害福祉計画に基づく取り組みを通じ、障害者の自立と社会参加を促進します。

02 地域生活への支援の充実

障害福祉計画に基づく、居宅生活支援施策の充実などの計画的なサービス提供、事業者活動を促進します。

また、重度心身障害者等医療費支給事業の推進を図り、健康の維持・増進や生活の安定が保たれるよう、安心して生活ができるような支援を行います。

03 相談窓口機能の充実

法制度をはじめ、障害者を取り巻く環境条件が変わりつつある中で、ノーマライゼーションの浸透と交流の促進を図り、安心して生活できるよう、さまざまな相談に対応できる窓口機能の充実を図ります。

100人委員会からの提言



100人委員会

『障害者の社会参加の促進』

- 障害者への理解促進。

『地域生活支援サービスの充実』

- 就労施設の充実。

※ノーマライゼーション：障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

基本目標

6

災害に強い、安心して
暮らせるまち
(防災・防犯)

基本目標

6

災害に強い、
安心して暮らせるまち
(防災・防犯)

施策 1
防災体制

施策 2
消防・救急

施策 3
防犯・交通安全

施策 4
住民相談

01 防災体制

現状・課題

- 東日本大震災以降、大規模災害発生時における自助・共助の重要性が再認識されています。住民同士の連帯感や、地域の自主防災力を強化することが重要です。
- 本町に甚大な被害をもたらした平成16年の台風23号など、大規模な災害の経験を踏まえ、住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、今後も甚大な被害が想定されている南海トラフの巨大地震や、異常気象の影響と考えられる局地的豪雨などの住民の生命を脅かす自然災害の発生が懸念されており、こうした災害から住民の生命と財産を守るために、総合的な防災体制や防災機能の強化を図るなど、住民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 高齢者や障害者、避難などに支援が必要となる災害時要支援者などの災害弱者への対応についても、地域で検討することが求められています。
- 本町では、自主防災組織の組織強化を進め、防災訓練の実施や災害警戒区域等指定に伴う住民説明会の実施など、地域の防災力を強化するための取り組みを実施しています。地域における防災力を強化するためにも、防災訓練や広報を活用して、防災の知識や技術の普及啓発を進める必要があります。

目指す姿

- 起こりうる災害に対して、地域における災害対応力を高め、互いに連携することで、被害を最小限に抑えられる災害に強いまちになっています。
- 各家庭、地域での防災意識が高まり、住民の災害に対する備えができています。

本町の取り組み

防災訓練

- 住民の防災意識を向上させるため、住民参加型の防災訓練を実施しています。防災訓練では、AED訓練、土のう作成訓練をはじめとして、防災グッズなどの展示、衛星電話などの体験を設けて実施しています。

自主防災組織

- 災害に強いまちを目指し、地域住民による自発的な災害活動を行う自主防災組織を育成しています。

施策の方向性

01 防災体制の充実

社会情勢の変化や住民ニーズを捉え、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした、災害対策に関連した計画を見直し、業務継続計画（BCP）を整備することで災害時の初動体制や業務の対応手順、業務継続に必要な資源の確保などを進めます。

また、災害対策備品の計画的な備蓄を図るための備蓄用倉庫について、校区ごとに整備を推進します。さらに、防災情報システムなどの活用を図り、広域的な災害情報連絡体制の一層の充実を図ります。

02 防災対策の充実

自然災害については、危険区域の調査やダム・河川整備、ため池の管理などの防災事業を一層促進します。また、まちづくりにおける防災面の配慮を重視し、宅地造成や建築物に対する防災対策の充実を図ります。さらに、災害時などの迅速な情報通信に向け、防災行政無線の他にも、SNSなどのさまざまな情報発信の活用に努めます。

03 救急・救助体制の推進

救急活動においては、救急医療機関との連携充実に努めるとともに、迅速で的確な救急搬送ができるよう、関連装備の充実、関係機関との連携強化を図ります。また、住民一人ひとりがAEDの使用ができるよう、知識と技術の普及に努めます。

04 地域防災力の強化

住民主体の安全なまちづくりを推進するため、自主防災組織の育成・強化を促進します。また、高齢者や障害者、乳幼児などの避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の情報更新を行うとともに、地域との情報共有に努めます。

02 消防・救急

現状・課題

- 迅速かつ的確な消防、救助活動を行うためには、消防に関わる人をはじめとして、住民一人ひとりの知識と技術を向上させていく必要があります。多様化する災害に適切に対処できるように、効果的な訓練などを実施することが重要です。
- 本町の消防・救急については、常備消防・救急拠点として、町内に高松市西消防署綾川分署があるほか、非常備消防体制としては地域の消防団活動などがあげられます。
- 本町では、消防団員確保の一環として、香川県消防協会と連携し、消防団員応援制度を設け、消防団員確保に努めています。
- 近年、地域におけるつながりの希薄化なども影響し、消防団員などの確保が困難となってきており、住民の理解や参加意識の向上が課題となっています。
- 高齢化社会の到来により、救急出動の増加が懸念されています。こうした状況に対応するため、救急体制を強化し、救命率の向上を図っていくことが求められています。

目指す姿

- 地域における、消防・救急に対する正しい知識を身につけられ、地域における消防防災力の強化や多くの住民が緊急時にAEDを使用することができます。

本町の取り組み

各種訓練の実施

- 火災消火の基本的な操作の習得を目指す操法訓練をはじめ、山林火災を想定した訓練、災害現場での後方支援など、住民の生命と財産を守るためにさまざまな防火防災訓練を積極的に実施しています。

消防団員応援制度

- 消防団員の確保や地域ぐるみで消防活動を応援するため、香川県消防協会の事業として、各事業所から消防団員などに対して、各種優遇サービスを提供している「消防団員応援制度」を実施しています。

施策の方向性

01 消防体制の充実

高松市西消防署綾川分署を拠点とした、消防施設における整備などにより、常備消防体制の充実を計画的に進めるとともに、消防団とのさらなる連携強化に努めることで、大規模災害を想定した消防体制の充実強化を図ります。

中層建築物や空港での災害及び内陸工業団地における災害などに十分対処できるよう、関連装備の増強と近代化、消防水利施設の確保と適正配置に努めます。

02 地域消防活動の推進

大規模災害などに備え、消防団の装備の充実を図ることで、地域防災力の充実強化に努めるとともに、地域に根ざした消防団活動により、非常備消防体制の充実を促進します。また、消防団員などの確保に努め、消防団活動の強化を図ります。

03 救急・救助体制の推進

救急活動においては、救急医療機関との連携充実に努めるとともに、迅速で的確な救急搬送ができるよう、関連装備の充実、関係機関との連携強化を図ります。また、住民一人ひとりが AED の使用ができるよう、知識と技術の普及に努めます。



03 防犯・交通安全

現状・課題

- 防犯や交通安全については、地域ぐるみで安全性の向上を進める必要があります。防犯活動や、交通安全施設整備など、ハード・ソフトの両面にわたる取り組みを進める必要があります。
- 少子高齢化や地域のつながりの希薄化などに伴い、地域の犯罪抑止機能や社会的な規範意識の低下が懸念されています。また、情報化社会の進展や手口の巧妙化などにより、住民が犯罪に巻き込まれる危険性が高くなっています。
- 香川県における交通事故による事故死者は、全国で比べると、発生件数、負傷者数ともに減少傾向にあるものの、人口あたりの死者数は、全国平均を大きく上回っており、交通安全に対する意識向上が求められています。
- 地域の安全を守るためにには、警察だけでなく、地域住民、行政がそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯体制を確立していくことが重要です。また、年齢に応じた交通安全教育や防犯意識を高めるための意識啓発など、さらに進めていく必要があります。

目指す姿

- 住民一人ひとりの防犯意識が高く、地域、学校、家庭など自主的な防犯活動や対策がとられています。
- 交通安全教育が推進され、交通事故のない安全な環境が整っています。

本町の取り組み

通学路交通安全プログラム

- 児童などの安全確保に向けた取り組みを計画的・継続的に実施するため、綾川町通学路交通安全プログラムを策定し、警察、学校関係者及び地域の代表者とも連携し、危険箇所の抽出や対策など、関係機関が一体となって通学路の安全確保を図っています。



防犯灯設置事業について

- 本町では、夜間における犯罪などの発生を防止し、住民の安全を図るために、一定の基準に適合した場所に防犯灯を設置しています。

道路附属物など点検

- 町道のカーブミラー、道路用照明灯及び警戒標識などの点検結果に基づき、計画的に修繕及び撤去を行っています。

施策の方向性

01 防犯体制の充実

地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ意識を啓発し、青色回転灯を装備した公用車での防犯パトロールの実施のほか、防犯灯、防犯カメラの設置など地域の安全性の向上に努めます。また、青少年の非行防止や暴力追放に向けた運動などの取り組み、相談・指導体制の確保について、警察や関連団体と連携しながら進めます。

02 防犯意識の高揚

住民一人ひとりが犯罪に対する危機感を持ち被害を回避できるよう、防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。

03 交通安全対策施設の充実

交通網の充実、交通量の増加などに対応し、カーブミラー、ガードレール、道路照明灯などの町道の交通安全対策施設の充実に努めます。



04

交通安全意識の高揚

高松西警察署をはじめとした関係機関と連携し、交通安全に関する学習機会や広報活動、キャンペーンなどを通じ、交通安全対策の充実を進めます。

100人委員会からの提言



『交通安全』

- 自転車道の整備。
- 高齢者の交通安全教室開催。

100人委員会



04 住民相談

現状・課題

- 社会環境の変化に伴い、住民のニーズは多様化し、深刻な悩みや不安、複雑なトラブルを抱える住民が増加しており、より身近な存在になる相談窓口の需要が高まっています。また、相談内容もより専門的なものが増えており、各分野における相談窓口の連携が求められています。
- 経済活動の高度情報化、グローバル化などに伴い、新たな消費者問題や悪質商法による被害が増加傾向にあります。また、消費生活に関する犯罪の手口は、年々巧妙化しており、子どもや高齢者が被害に遭うことが多くなっています。
- 住民がトラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する正しい知識や情報の普及啓発をより一層行っていく必要があります。
- 消費生活に関するトラブルや犯罪は、本人の意識を高めることはもちろん、周囲のネットワークによって防止することができます。家族や隣近所の人など、まわりの見守りや声かけ、相談などによる被害の未然防止を進めていくことが大切です。

目指す姿

- 社会情勢の変化や住民のさまざまな相談ニーズに対応した、きめ細かな相談体制が整えられています。
- 住民が消費者トラブルに巻き込まれることがないよう安全・安心な消費生活を送るための啓発活動や支援体制ができています。

本町の取り組み

消費者対策の充実

- 急増している振込詐欺や不当請求などの悪質商法に対して、消費生活相談や啓発活動に取り組んでいます。



施策の方向性

01 各種相談窓口体制の充実

相談内容に応じた適切な対応ができるよう、各種相談体制の充実を図ります。また、情報提供や意見交換など、各種相談窓口の連携が図れるよう努めます。

02 消費者対策の充実

県消費生活センターとの連携により、消費生活相談窓口の確保に努め、相談対応や意識啓発活動の充実を進めます。

03 消費者知識の普及啓発

消費生活に関する必要な情報を住民に提供することで、消費者知識の向上に努めます。



基本目標

7

住みよい明るいまち (生活基盤)

基本目標

7

住みよい明るいまち
(生活基盤)

施策 1
生活空間

施策 2
道路・公共交通

施策 3
上水道・下水道

01 | 生活空間

現状・課題

- これまで「綾川町都市計画マスタープラン」をはじめとする各種計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきました。引き続き、少子高齢化の進行などの社会情勢を考慮し、適切な土地利用を推進していく必要があります。
- 都市計画区域内においては、用途地域の指定後、用途地域が指定されていない地域での無秩序な開発が進行することも考えられます。優良な農地を保全し、良好な環境を形成するため、規制・誘導による土地利用制度の導入を検討する必要があります。
- 都市計画区域外の地域においても、居住環境や防災、景観などに配慮した施策を検討し、町全体として一体的にまちづくりを進めていく必要があります。
- 誰もが安心して暮らすことができる空間を形成するため、公共施設の改修や整備においては、利便性、安全性に配慮し、段差などの障壁を取り除くバリアフリーと、すべての人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインの観点から整備を進めていくことが求められます。
- 本町は、豊かな自然環境を保有しており、日常生活においても自然と親しむ機会が多く、地域の自然環境を活かした公園機能の充実が重要です。
- 農村部では、人口減少や高齢化が進む中、日常生活に必要なサービスを受けることが困難になるとともに、コミュニティ機能も低下していくことが懸念されることから、「小さな拠点」づくりについて検討する必要があります。

目指す姿

- 計画的で適正な土地利用が図られています。
- 「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅などの修繕・改善が進み、安全で安心な生活空間が確保されています。
- 公共施設のユニバーサルデザイン化など、すべての人に配慮した整備が進められています。
- 豊かな自然環境を活かした公園機能が充実しています。

本町の取り組み

用途地域

- 都市計画区域内の、町役場、綾川駅周辺において、今後さらなる「居住」「商業」などの都市機能の集積を図るため、住居系、商業系などの建築物の用途や形態などについてルールを定めることとなる用途地域を指定します。

小さな拠点

- 複数の集落が点在しているような一定規模の地域において、拠点を定め、買い物や医療・福祉など複数の生活関連サービスを集積し、各集落との交通手段を確保することで、地域の生活サービスを維持していく「小さな拠点」づくりについて検討します。

用途地域外の地域

(用途白地地域)

- 都市計画区域内の用途地域以外の地域（用途白地地域）については、既存集落の維持や良好な自然環境、農業の効率的な生産環境などを保全し、都市計画区域内全体でバランスのとれた効率的な土地利用となるような規制・誘導施策を検討します。

施策の方向性

01

適正な土地利用の推進

「綾川町都市計画マスタープラン」に基づき、都市住環境系、商工業系、田園環境系、自然環境系の目的別に区分けされた土地利用の誘導を図り、計画的に機能的な土地利用を進めるとともに、未利用地の有効活用を検討します。

02

住環境の整備

公営住宅については、誰もが安全・安心に暮らすことのできる基盤として、「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の計画的な修繕、改善を進めます。また、若年層の定住促進に加え、今後増加すると予想される高齢者・障害者などに配慮したバリアフリー化に努めます。

03

公園機能の充実

公園については、地域の自然環境を活かしたうるおいの空間として、また、生活に身近な憩いの空間として、計画的に整備を進めるとともに、既存施設などの有効利用や民間緑地の保全・活用などによる公園・緑地の整備手法について検討します。

また、住民による主体的な管理活動を促進します。

04

人にやさしい施設・設備の充実

公共施設の改修・整備の際、ユニバーサルデザイン（誰にとっても使いやすいデザイン）やバリアフリー（障壁のない施設・設備）を採用し、子ども・高齢者などに配慮した整備に努めます。

100人委員会からの提言



100人委員会

『町営住宅の整備と公園機能の充実』

- 山間部の町営住宅の整備。
- 住宅整備に合わせた公園機能の充実。

02 | 道路・公共交通

現状・課題

- 町内各域に広がる道路ネットワークは、住民の日常生活を支えるとともに、産業活動の動脈や移動交通基盤として、さまざまな役割を担っています。
- 本町の道路ネットワークの現状は、国道32号が町北部を横断しているほか、国道377号が町中央部を横断しています。また、これに接続するように町内各域に県道ネットワークが主要地方道3路線、一般県道9路線により形成されるとともに、身近な生活路線としての町道網があります。さらに、町北端を高松自動車道が東西に横断しており、府中湖スマートインターチェンジを介して、広域交通上の立地性にも優れた特徴を持っています。
- 「綾川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁修繕に要する経費の増加が見込まれています。また、町道の維持及び修繕に要する経費の増加も見込まれています。
- 少子高齢化の進展などにより、移動支援の需要が高まり、公共交通を担う役割は、より大切なものとなっています。
- 本町は町営バスが5路線、町内各拠点間を運行し、地域に根ざした交通手段となっています。今後は利用者の少ない路線の見直しなど、町営バスの効率的な運行と、高齢者の交通手段の確保を再検討する必要があります。

目指す姿

- 橋梁や道路が修繕され、安全で快適な移動が可能となっています。
- 地域に密着した住民の交通手段として、町営バスの利便性の向上が図られるとともに、高齢者が不自由なく外出ができる手段が確保されています。

本町の取り組み

橋梁の修繕について

- 町道橋の定期点検は、基本的に5年に1回の頻度で実施し、橋梁点検の結果に基づき、「綾川町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、町道橋の修繕を計画的に実施しています。

町道の維持修繕について

- 町道の効率的な、維持及び修繕が図られるよう、計画的に必要な措置を実施しています。

町営バス・デマンドタクシー

- 誰もが、通勤、通学、通院、買い物などに利用できるバスとして町営バスを5路線運行しているほか、デマンドタクシーも3路線で運行をしています。

公共交通バス実証実験運行

- 「ことでん綾川駅」を交通結節の拠点施設とし、香川県中西部の広域的な交通拠点実現に向け、綾川駅と坂出駅を結ぶ路線バスの実証実験運行を実施しています。

パーク・アンド・ライド推進事業

- 「ことでん綾川駅」の機能強化とパーク・アンド・ライドの推進を目的とし、大型商業施設の協力を得て、通勤・通学者が利用できる駐車場を30台確保しています。



施策の方向性

01

幹線道路網の整備促進

町内各域に広がる、国道・県道網について、地域基盤としての利便性の向上、活用促進を図るため、さらなる整備を促進していきます。

また、府中湖スマートインターチェンジの利用促進による高松自動車道の充実を促進し、広域交通ネットワーク上の本町立地特性の向上を目指します。

02

町道の維持・整備

住民の日常生活に密接な関わりを持つ生活道路である町道については、利便性の向上や安全対策、景観などの快適性の向上に留意しながら、計画的な維持・整備に努めます。

また、「綾川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕を計画的に実施します。

03 | 自転車道・散策道の整備

河川沿いの自然環境や観光資源などを巡り、町内外の人が楽しく通れる本町の管理道路を利用し、自転車道・散策道の整備を検討します。また、歩行者や自転車などの交通弱者にやさしい道路環境づくりを目指します。

04 | バリアフリーの道づくり

高齢者や障害者、子どもなど、誰もが気軽に安心して利用できるよう、段差の解消、案内設備などの充実によるバリアフリーの道づくりを目指します。

05 | 町営バスなどの利便性向上

高齢者や学生などの貴重な交通手段である町営バスについては、公共施設をはじめとする主要施設へのアクセス改善や、鉄道の駅への接続を考慮するなど、利便性の向上に努めます。

また、デマンドタクシーを効果的に運行することで公共交通空白地域の利便性の向上に努めます。

さらに、状況に応じた路線の見直しを検討し、高齢者などの移動手段の確保に努めます。

06 | 鉄道輸送の利便性向上の要請

住民にとって身近な交通手段として利用されている鉄道輸送の利便性の向上を、事業者である「ことでん（高松琴平電気鉄道）」に対し要請します。

100人委員会からの提言



『管理・整備（幹線道路、町道、自転車道）』

- 定期的なパトロールの実施。
- 危険場所の再確認。

『町営バスなどの利便性向上』

- 100人委員会 ●路線のない地域の対策。

03 | 上水道・下水道

現状・課題

- 上水道は、住民生活や経済活動において欠くことができない大切なライフラインです。災害に強い安定した給水体制を確立するため、水道施設の整備・維持管理に努めていく必要があります。
- 下水道もまた、快適、衛生的な生活環境のため、さらには環境にやさしいまちづくりのためなどのさまざまな役割を担っています。本町の生活排水処理関連事業として、公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業、農業集落排水処理事業があります。
- 平成6年に発生した大潟水などの教訓を受け、今後、さらなる節水や、地域環境にやさしい下水処理など、水と生活の関わりにおいては住民意識を高めていく必要があります。
- 今後も、上下水道、浄化槽を通じた安全で快適な基盤の維持・充実を図る必要があります。

目指す姿

- 上水道、下水道、浄化槽が適切に整備、管理され、住民の快適な生活が確保されています。
- 住民一人ひとりが水の大切さを理解し、水と生活の関わりにおいて住民意識が高まっています。

本町の取り組み

香川県広域水道事業団 に参画

- 広域企業団に参画することで、給水人口の減少に対抗した経営の健全化を図りながら、施設の更新を進めています。

流域関連特定環境保全 公共下水道事業

- 下水道事業計画に基づき早期の整備を図るとともに、整備済み区域での下水道未接続世帯の加入促進に努めています。

合併処理浄化槽設置整備事業

- 家庭用合併処理浄化槽を設置する場合の補助金制度です。特に単独浄化槽、し尿汲取り便所から合併処理浄化槽への転換が図られるよう努めています。

施策の方向性

01 水の安定供給

安全で良質な水源の確保を通じ、水の安定的な供給を進めます。

また、県内一水道の広域企業団の整備更新計画に基づく、送水・配水施設の改良、連絡管の整備、老朽化などに対応した計画的な維持により上水道設備の維持充実を進めます。

02 公共下水道の整備

快適で衛生的な生活の場づくり及び地域の環境に負担をかけないよう、香川県中讃流域下水道大東川処理区に位置づけられる、本町公共下水道事業の早期概成を下水道経営の視点に立って整備します。

03 合併処理浄化槽の設置促進

下水道認可区域外の地域において、快適・衛生的な生活環境づくりを進めるため、合併処理浄化槽の設置補助を行い、設置を促進します。

04 農業集落排水処理の維持

良好な農業集落環境づくりに向け実施してきた農業集落排水処理施設の維持管理を図ります。

05 水の意識啓発

節水意識の高揚や、下水道や浄化槽などに関する理解を深めるなど、広報を通じ水に関する意識啓発を進めます。

長期的な水需要の動向を踏まえつつ、適切な料金設定などを通じ、公営企業として経営の健全化を図ります。

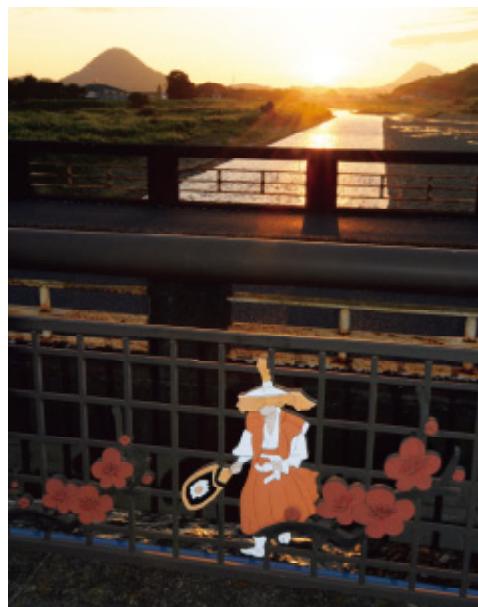
100人委員会からの提言



100人委員会

『水の安定的な供給』

- 合併処理浄化槽の設置促進。
- 農業集落排水処理の維持。
- 経営の健全化。



基本目標

8

ヒトとモノの行き交う
にぎわいのあるまち
(産業)

基本目標

8

ヒトとモノの行き交う
にぎわいのあるまち
(産業)

施策 1
魅力向上

施策 2
商工業

施策 3
観光・交流

施策 4
農林業

施策 5
雇用

01 魅力向上

現状・課題

- 全国的な人口減少が進行する中、本町における人口減少も深刻な問題となっており、今後人口減少に歯止めをかけるためには、移住・定住促進の取り組みを推進し、人口構造の若返りが求められています。
- まちの活性化を図り、移住・定住を促進するためには、本町の良好な都市イメージを町内外に発信し、町の発展の原動力となる人や企業をさらに惹きつける取り組みが求められています。
- 本町は、香川県の県庁所在地である高松市の中心部から車及び電車で30分程度とアクセスも良好で、歴史・文化や産業、住環境などにおいて優れた資源を有しています。
- 高松空港を有していることや、府中湖スマートインターチェンジが整備されたことにより、企業誘致や県外からの移住促進をするための強みがあります。
- 地域間の競争がますます激化することが予想されるため、本町の有している魅力を向上させ、「綾川町ブランド」の知名度の向上が重要となっています。

目指す姿

- 本町の魅力を向上させ、町内外に発信することにより、移住・定住が促進されています。
- 住民のシビックプライド※が醸成され、本町に対する愛着が深まっています。

本町の取り組み

シティプロモーションの取り組み

- 本町の魅力を発信する事業として、町のイメージをデザインしたラッピング電車や路線バスを運行しています。また、本町PR事業を実施し、本町の魅力を町外に発信しています。

移住・定住の取り組み

- 定住対策の一環として新築などを買った若者を対象に取得費用や家賃の一部を補助しています。また、空き家バンクなどを活用し、移住者に空き家情報の提供を行っています。

※シビックプライド：まちに対する誇りや愛着のこと。

施策の方向性

01 魅力の創出

他市町村と差別化を図った本町の良好な魅力を創出することによって、交流人口・定住人口の増加に結びつけます。

02 魅力の発信

本町の魅力を町内外に効果的に伝えるためにシティプロモーション戦略を策定し、戦略に基づいた効果的な魅力発信を展開します。

また、ふるさと納税も活用し、返礼品に町の特産品を用いることで、新たな魅力発信のツールとして活用します。

03 特産品の創出・ブランド化

本町の有する地域独自の產品を活かした特産品を創出するなどにより、ブランド化・高付加価値化を推進します。また、香川県農業試験場との連携を図ることにより、地域にあった產品の研究・開発に取り組みます。

04 農林業の多面的活用

道の駅「滝宮」を拠点として、グリーン・ツーリズムの展開や、自然環境や景観の保全、防災環境など、農林業環境の持つ多面的機能を活用した展開に努めます。

05 移住・定住促進の取り組み

本町の人口減少対策として、今後も移住・定住促進事業を進め、若年層の増加に努めるとともに、空き家バンクなどを活用した移住者の増加を図ります。



02 商工業

現状・課題

- 企業は地域経済の担い手です。雇用の場の創出、定住の促進に力がある地域の企業が繁栄してこそ、地域づくりが可能となります。そのため、企業誘致や町内企業の育成・存続のための取り組みを推進する必要があります。
- 比較的小規模な商工業が主となっていた中で、香川とかめ、国時、国弘工業団地の整備や沿道型大規模商業店舗などが開設され、拠点形成の動きが進んできています。
- 大規模商業地域の整備により、地元産品の流通・消費活動拠点として、町外からの人の交流が生まれました。
- 高松空港を有していることや、府中湖スマートインターチェンジが整備された強みを活かした積極的な企業誘致が求められています。
- 地域の産業振興のため、商工会の活動強化を図るとともに、産学官連携を強化していく必要があります。
- 小規模な小売店などには、店員との交流の楽しみ、地域に根ざした独自のサービスなど、さまざまな魅力があります。地域のにぎわいをつくっていくためには、このような魅力をさらに引き出し、地域に即した商業の振興を総合的に推進することが重要です。

目指す姿

- 地域の産業が活性化し、住民主体の地域づくりが進められています。
- 地域に根づき、住民や地域のニーズに対応した商業・サービス業などが創出されています。

本町の取り組み

創業支援事業の創設

- 町内で創業を目指す起業家に対して、事業開始時に必要となる費用の一部の補助を行い、雇用の創出や地域産業の活性化を目指しています。

商業団体（商工会）への支援

- 会員に寄り添って支援する商工会への運営補助を実施しています。
- 商工会青年部が、地域振興の一つとして取り組んでいる、未婚化・晩婚化対策である、独身男女に、出会いの場を提供する「若人ふれあい交流事業」への支援を実施しています。

施策の方向性

01 商業の活性化

地場産業を中心とした、地域に根ざした商業の促進、関係団体・異業種間の連携、支援制度の充実により、活性化と魅力ある商業環境づくりに向けた取り組みを進めます。

02 地元工業の振興

商工会を中心として、人材の育成・技術開発の促進・支援制度の充実など、地元工業の振興を図ります。

03 新たな企業の誘致

企業誘致条例や施策の検討など、新たな企業誘致、産業基盤形成に向けた取り組みを進めます。

04 新たな事業や起業への支援

創業や経営の支援に関する情報を提供し、地域の特性を活かしたビジネスや起業を誘導します。また、新規創業に向けた空き店舗の利活用を促進します。

05 新産業の育成

IT産業やコミュニティ産業といった新たな産業の起業を促進し、SOHO^{*}、テレワーク^{**}といった新しい就労形態を可能にする施策を関係機関と調査研究します。

また、大規模商業店舗と地元産業との連携、加工・流通・販売の新たなチャネル開発など、農業をはじめとする各産業との連携、相乗効果の追求を目指します。

*SOHO：パソコンやインターネットを活用して、自宅など小規模のオフィスで仕事をする形態。

**テレワーク：情報通信機器などを活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態。

商工会との連携強化を図り、関連イベントの充実をはじめとする方策により、町商工業の魅力と活力の向上を促進するとともに、商工会が行う、起業塾や経営者研修会の実施や異業種交流会など、活性化に向けた活動を支援します。

100人委員会からの提言



100人委員会

『新たな企業の誘致による安定的な雇用創出』

- 立地やITを活かす。

『新産業の育成』

- 起業塾の開催。

- 空き家などを利用した起業の支援。

- 農商工の連携などによる活性化。



03 | 観光・交流

現状・課題

- 本町は、滝宮天満宮、主基斎田お田植まつり、讃岐うどんの発祥の地など歴史・文化の観光資源を有しています。しかし、本町における観光地としての認識は浅く、今後は、本町の有する観光資源をうまく活用し、観光振興を図ることが必要です。
- 観光は、新たな人の流れをつくることにおいては、重要な役割を担っており、今後、多くの人に本町に訪れてもらえるまちづくりを推進することが求められています。
- 観光客の求める情報やニーズを正確に把握し、観光協会の体制強化を図り、町外への観光マップの設置や観光協会のホームページの充実による広域的な情報の発信、そして、町内開催イベントの広報など、独自性のある観光PRを行っていくことが求められています。
- 本町へのアクセスとして、高松空港を有していることや、府中湖スマートインターチェンジが整備された強みを活かした誘客活動が求められています。
- 今後は、既存の観光資源やイベントをブラッシュアップすることで、ブランド化を推進するとともに、町内観光プランを構築し、観光客の増加を図ることが求められています。

目指す姿

- 交流人口が増えることにより、多くの人が交流し、町内が活性化されています。
- 観光資源のブランド化が高まり、町内外に本町の魅力が伝わっています。

本町の取り組み

観光の魅力発信

- 観光マップによる祭りなどのイベントや観光資源のPRや綾川駅開設に伴うことでん車両のラッピングによる町のPRを実施しています。

観光協会活動

- あやがわサマーフェスティバルの開催や、まち歩き事業など、町との協働により、体制の強化を図り、にぎわいづくりや観光振興を推進しています。

施策の方向性

01 魅力ある観光プランの推進

本町の特性を活かした観光プランを構築するとともに、歴史とゆかりのある観光資源と各種イベントの連携により、個々の観光施設・資源の有機的連携を図るため、グリーン・ツーリズムなどのモデルルートを構築し、周遊型、滞在型の魅力ある地域独自の新たな観光プログラムを導入し、観光誘客を推進します。

02 観光・交流拠点の整備・開発

綾川周辺の滝宮天満宮や滝宮公園及び道の駅「滝宮」、柏原渓谷キャンプ場及び高山航空公園などの主要な観光資源については、観光客のニーズを把握し、必要な整備を進め、観光拠点としての充実を図ります。

03 観光情報PRの強化

観光案内拠点・設備の充実、観光協会のホームページなど、インターネットによる地域観光情報の発信や多様なメディアを活用した、観光情報に関するPRを強化します。また、住民ガイドを育成するなどにより、住民による主体的なおもてなし活動を促進します。

04 観光資源の連携強化

広域観光協会との連携を強化し、町内及び広域的な観光資源の連携、モデルルートの構築による広がりのある観光のまちづくりを進めます。



アグリフェスタ、あやがわサマーフェスティバル、まち歩き事業をはじめとするにぎわい・ふれあいの場となる交流・イベントについて、住民参加や住民による自主的な活動として充実を図ります。

100人委員会からの提言



100人委員会

『観光拠点の整備・開発』

- 道の駅を拠点とした活性化。

『地域産品を活用した観光振興』

- 観光農園など、体験型農業観光の推進。
- 歴史やゆかりを活用した観光の推進。

『観光情報PRの強化』

- 多様なメディアの活用。



04

農林業

現状・課題

- 農林業を取り巻く状況は、高齢化、後継者不足などの社会構造の変化と、農地の遊休化・耕作放棄の進行により、地域農業の存続が危ぶまれています。
- 農家の経営については、経済的にも非常に厳しく、存続の危機感を地域・集落で認識し、地域の農地は、地域で守っていくという、強い共通目的を持つ必要があります。
- 本町は、南部に山林が広がり、豊かな自然を有しておりますが、これまでも、森林の保全と活用を進めてきました。
- 持続的な力強い地域農業を実現するためには、優良農地の確保と、核となる担い手や新規就農者の育成を図るとともに、集落内の話し合いによる、集落営農の組織化への取り組みが求められています。
- 本町では、基幹品目の産地強化に積極的に取り組んでいます。こうした町内の農産物などの地域資源を活用した新たな産業の創出のため、農商工連携や、6次産業化を推進することが必要です。

目指す姿

- 農業の担い手が育ち、農業経営基盤が強化されることにより、優良な農地が確保、保全され、安定的な農業経営が確立されています。
- 地元産の農産物を住民が理解し、地産地消が根づいています。
- 適正な森林整備により森林の多面的機能が維持されています。

本町の取り組み

担い手の育成確保など

- 水田の有効活用の推進と、戦略作物や基幹品目などの生産振興支援策による産地強化、持続可能な地域農業の実現に向けて、各種制度による担い手への農地利用の集積・集約化の促進、集落営農の組織化や、新規就農者など担い手に対する支援策などによる地域農業の維持・発展を推進しています。

生産基盤の整備など

- 基盤整備事業などによる、良好な営農条件を備えた優良農地の確保と地域の生活環境の改善と活性化の促進、農業の多面的機能を発揮する地域活動を支援する多面的機能支払事業などを推進しています。

施策の方向性

01

農地の保全と環境整備

基盤整備事業などにより、良好な営農条件を備えた優良農地を確保して、担い手や集落営農組織などへ集積・集約化して育成を図り、併せて地域の生活環境の改善と活性化に努めます。

さらに、当地域が有するため池や田園景観を維持するとともに、優良な農地の良好な状態での保全に努めます。

02

農業等経営支援

増加傾向にある遊休農地及び耕作放棄地の発生防止と解消、農作業の受委託の営農支援を行う綾歌南部農業振興公社の事業支援を行います。

将来の地域の農業を担う認定農業者などの担い手の育成・確保、企業の農業参入を推進することなどにより、持続的な力強い地域農業を目指します。

また、農業従事者の減少と高齢化に対応し、機械の共同利用などから始める、集落営農の組織化を促進して、地域ぐるみで農業基盤を管理する取り組みを進めます。

03

新規就農者などの育成

農業後継者の減少と高齢化が進む中、意欲ある新規就農者・中核的な担い手の確保、育成に努め、各種研修の実施などにより、農業経営の改善と安定化を推進します。

04

地産地消の推進

特産品の開発・PR や、学校給食に地元産の農産物を積極的に取り入れるなど、地産地消の取り組みを推進し、新鮮で安全な農産物の地元への提供と、農業体験などを含めた食農教育などから地域の農業や食文化への理解を深めます。

05

環境保全型農業の推進

環境にやさしい農業の推進を図るため、生産から流通・消費にわたる理解を促進するための啓発活動の充実、及び適切な肥培管理や農薬の飛散防止に配慮した病害虫の防除体制を確立するとともに、家畜排泄物や農業生産資材廃棄物の適正処理を推進します。

06

畜産の振興

畜産農家の理解と協力を得て、飼育の集団化を促進し、経営の合理化、近代化を推進します。また、畜舎などの飼養施設・飼養技術の改善や糞尿浄化施設などの設置の促進と指導について、香川県と協議し、検討します。

07

林業の振興

防災、景観、環境、癒しなど、森林の持つ多面的な公益性を踏まえ、住民参加・森林ボランティア・地域における森林づくり、保全事業を推進するとともに、里山再生に努めます。

100人委員会からの提言



100人委員会

『農業等経営支援』

- 担い手、後継者の育成と確保。

『地産地消の推進』

- 農業体験などを含めた食農教育の充実。

- 特產品の開発とPR。

05 雇用

現状・課題

- 企業においては、グローバル化・多様化する経済市場に柔軟に対応できる質の高い人材の確保が課題となっています。
- 次代を担う子どもたちに対して、本町の原動力である優れた企業の活動を学び、地域への郷土愛や誇りを形成する場を設けることや、産学官が連携した若者の雇用機会の創出や、人材育成などに取り組んでいく必要があります。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略における「IJU（移住）ターン支援」「就労機会の拡大」に向けては、地元就職を推進するための、求人情報などの発信や町内にある企業情報を発信するための機会が求められています。
- すべての働く意欲のある人が、生きがいを持って働き、経済的な安定を得ることができる環境の整備が必要です。勤労意欲を持つ住民が、自らの能力を十分に發揮できる仕事に就けるよう、町内の事業者などとの連携のもとで就労環境を整えていく必要があります。

目指す姿

- 働く意欲のある人材が集まり、活力に満ちた産業活動が展開されています。
- 地元就職を希望する人に、ニーズに合った情報を発信でき、IJU（移住）ターンが推進されています。

本町の取り組み

育英資金・学生地元 就職応援事業

- 綾川町育英資金の返還者において、地元で就職する方の定住を支援、応援するため、育英資金の返還を半額免除する制度を創設し、定住人口の増加に努めています。

創業支援事業の創出（再掲）

- 町内で創業を目指す起業家に対して、事業開始時に必要となる費用の一部の補助を行い、雇用の創出や地域産業の活性化を目指しています。

施策の方向性

01 就労機会の拡大・人材育成

香川県や企業などと提携し、実践の場で働く人材の育成を支援します。

また、商工会・地元企業と連携をとりながら、町内企業の情報発信、採用支援など就労機会の拡充に努めます。

そして、企業誘致条例の活用など、新たな企業誘致に向けた取り組みを進めます。

02 次代を担う人材育成

子どもたちに本町の産業を支える現場を職場体験や社会見学を通して紹介し、経営者の思いを伝えることで、次代を担う人材を育成します。

03 就労を支援する環境整備

商工会、ハローワーク、坂出地区雇用対策協議会などと連携し、求人・求職活動環境の向上を図ります。

100人委員会からの提言



『新たな企業の誘致による安定的な雇用の創出』(再掲)

- 立地やITを活かす。

100人委員会

基本目標

9

自立した地域経営のまち
(行財政)

基本目標

9

自立した地域経営
のまち
(行財政)

施策 1
行政運営

施策 2
財政運営

01 行政運営

現状・課題

- 多様化、高度化する住民ニーズに応えるため、長期的な展望を持ち、従来からの行政手法にとらわれることなく、各種団体や民間事業者などと協働した柔軟かつ効果的・効率的な行政運営を行う必要があります。
- 限られた財政資源をより一層有効活用するためにも、時代のニーズに対応できる機能的な組織運営を行っていく必要があります。
- 町政に関心を持っていただくために、広報紙やウェブサイトなどの多様な媒体により、町政に関する情報を積極的に発信しています。より多くの住民の意見を町政に反映できるよう、今後も住民の参画意欲を高める情報発信を行っていく必要があります。
- 情報通信技術については、スマートフォン・SNS の普及などにより住民の生活スタイルについても刻々と変化し、多様化しています。ICT の活用により利便性が向上する一方、住民側では情報格差による二極化、またそれを運用する町側もスキルの差により導入しても運用が困難な場合も多く、体制・手法も含め維持・運用ができるよう十分な検討が必要です。

目指す姿

- 住民満足度の高い行政運営が行われています。
- 時代に即した機動性、弾力性のある組織体制が整備されています。
- 民間と連携した効果的・効率的な行政サービスが提供されています。
- ICT の活用、情報の提供方法について、すべての住民に配慮した安全で公正な実施がなされています。

本町の取り組み

光ファイバー網整備事業

- 超高速ブロードバンドによる情報通信基盤を町内全域に整備することで、利用環境の格差是正と一体性の確立を図っています。

人事評価制度

- 人事評価制度を導入し、複雑化・多様化する住民ニーズを的確に捉え、それに応える行政サービスを提供するため、人材育成に努めています。

施策の方向性

01 組織運営の効率化

地方分権の進展により、業務量が増大する中で、限られた財源を有効に活用し住民ニーズに対応していくため、組織体制のスリム化、職員定数、配置の適正化などにより常に時代の情勢を見据えた上で、行政組織としての適正化に努めます。

02 人材育成

職員それぞれが行政運営に必要な基礎知識・専門知識を身につけ、幅広い視野と企画創造力を持った職員となるよう人材育成を行います。

また、人事評価制度による人材育成などを進め、住民サービスの向上に努めます。

03 情報通信機能の充実及び通信基盤の整備

ホームページをはじめとする、情報やコミュニケーションに関する技術を活用し、住民に対するスムーズな情報の周知や共有、双方のやりとりなど、住民と行政の距離を縮める手段としての充実・活用を進めます。また、スマートフォン、SNSの普及による情報発信の多様化の対応についての体制整備を検討します。

04 情報教育の推進

情報化の進展に対応し、学校教育や生涯学習などの部門と連携し、情報教育機会の充実を進めます。

05 民間活力の導入検討

外部民間活力の活用・導入により、効果的な事業推進に向けた体制・仕組みづくりについて検討を進めます。また、指定管理者制度の活用に努め、効率的な施設運営、有効活用を図ります。

06 行政サービスの高度化

住民サービスの拠点として、職員の意識改革など、行政サービスの高度化を推進します。また、受付窓口の集約など行政サービスの利便性向上に取り組みます。

100人委員会からの提言



『民間活力の導入検討』

- 企業誘致を実施。
- ふるさと納税の強化。

100人委員会



02 財政運営

現状・課題

- 地方分権が進み、地方における負担が増大してきており、さらなる行政改革が求められています。
- 人口減少などにより、年々、町税額は減少が続いている、財政規模が今後も縮小することが考えられます。将来の人口維持に向けたさまざまな施策を講じる必要があります。
- 本町では、徹底した地方債の発行抑制と、大型事業への対応として事前に財源確保を行っていることから比較的安定した財政運営が行えています。しかし、今後交付税額の減少など楽観できない状況であることから、さらなる財政運営の効率化を図る必要があります。
- 効率的な財政運営を進めていくため、歳出抑制を図るとともに、今まで以上に事業の選択と集中を進めていく必要があります。

目指す姿

- 事業成果を最大限に發揮するための効果的・効率的な予算編成が行われています。

本町の取り組み

第3次綾川町行政改革実施計画 (集中改革プラン)

- 地方分権、権限委譲が進み地方自治体が抱える業務が増大する中、限られた職員により業務を遂行する必要があり、求められる住民サービスの向上にも対応するためにも、第3次綾川町行政改革実施計画(集中改革プラン)を作成しました。

綾川町第3次5カ年計画

- 綾川町第3次5カ年計画は、総合振興計画に基づく実施計画であり、本町が将来にわたり持続可能で安定的な財政運営を行っていくための計画として作成しました。

施策の方向性

01 財政運営の効率化・適正化

各種経費の節減に努め、本計画の理念を踏まえ、将来像の達成を目指す中で、限られた財源を主要事業に重点的・効率的に配分し、各種の施策を積極的に展開します。また、特定の住民を対象とした事業については、受益の範囲内において受益者負担を求めるなどの公平性の確保を進めます。

02 財源の確保

税意識の高揚を図り、課税客体の的確な把握と収納率の向上に努め、自主財源の中心となる町税を確保します。また、国・県の負担金・補助金制度の効率的活用を図るなど、財政全般の健全性を確保することで将来にわたり持続可能な財政運営を行います。

03 行財政評価の実践検討

行財政に関わる評価機会づくりについて検討を進めます。



付属

1. 綾川町第2次総合振興計画 策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属	備 考
碣石 真己	綾川町議会議長	
川崎 泰史	綾川町議会総務常任委員会委員長	
長尾 博司	綾川町自治会連合会会长	生活環境整備部会
穴吹 和子	綾川町婦人会会长	生活環境整備部会
佃 徳弘	民生児童委員協議会会长	地域福祉充実部会
溝渕 博司	綾歌地区医師会会长	地域福祉充実部会
本井 伸一	綾川町農業委員会会长	産業振興部会
三谷 朋幹	綾川町商工会長	産業振興部会
松村 賢	綾川町公民館運営審議会会长	教育文化振興部会
香西 弘志	綾川町教育委員会委員	教育文化振興部会

2. 綾川町総合振興計画策定委員会設置要綱

平成 28 年 10 月 1 日

告示第 162 号

(目的)

第 1 条 綾川町総合振興計画の基本構想及び基本計画を策定するため、綾川町総合振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 基本構想及び基本計画の原案の策定に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の策定に係る総合的な調整に関すること。
- (3) その他総合振興計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 人以内で構成する。

2 委員は、100 人委員会部会長、副部会長及び議会の代表を持って構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 策定委員会において必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときにその効力を失う。
- 3 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が召集する。

